

～平成26年10月より“**地域包括ケア病床**”を開設いたしました～

地域包括ケア病床のご案内

地域包括ケア病床とは？

- 平成26年度診療報酬改定で病床機能の役割機能分化として生まれた新しい病床機能です。

その役割とは？

- 急性期病床からの患者さまのお受入れ
急性期治療を終了し、直ぐに在宅や施設へ移るのに不安がある患者さまに対して在宅復帰に向けた医療管理、診療、看護、リハビリ、栄養管理などを行います。
- 在宅等におられる患者さまの緊急時のお受入れ
例えば、ご自宅で肺炎を起こした。熱中症と思われるような症状でぐったりしている。等の症状を呈したときのお受入れ（24時間対応）
- 在宅、生活復帰への支援
在宅復帰をスムーズに行うため「在宅復帰支援計画」に基づき、主治医、看護師、専従のリハビリスタッフ、在宅復帰支援担当者等が協働で在宅支援（相談・準備）を行います。

当院の地域包括ケア病床

- 一般病床1病棟42床の内、26床が地域包括ケア入院医療管理の病床です。

Q&A

Q1 どんな場合に入院するのですか？

A 主に次のような患者さまが対象となります。

- ①入院治療により状態は改善したが、当院でもう少し経過観察を必要とする方
- ②入院治療により症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
- ③在宅や施設などで過ごされている方で、内科的治療やリハビリが必要な方

Q2 どの位入院できるのですか？

A 状態に応じ入院期間は調整しますが、60日を限度としています。

Q3 病床（病棟）の移動はありますか？

A 地域包括ケア病床への直接の入院、一般病床からの転床を主治医が判断して、患者さまやご家族の方へ提案させていただきます。ご了承いただければ、地域包括ケア病床へ移動し、引き続き入院となります。（※地域包括ケア病床の入院期間は60日を限度）

Q4 入院費用はどうなるのですか？

A 地域包括ケア入院医療管理料を算定します。なお費用は基本的には包括（まるめ医療）となります。治療内容によっては出来高算定のものもありますので、詳しくは医事課職員へお尋ねください。

A 後期高齢者（75歳以上）の方は月々の医療費の負担上限が定められていますので、一般病床の場合と負担上限は変わりません。

地域包括ケア病床についてのお問い合わせやご相談は当院の地域連携室へお尋ねください。

0940-32-2304（直通）

0940-32-2206（代表）